

# 標津町無料職業紹介所業務の運営に関する要領

事業所名 標津町無料職業紹介所

標津町無料職業紹介事業所の事業実施要綱(平成18年12月1日制定)第2条に規定する標津町無料職業紹介所(以下「本所」という。)の運営に関する要領は、本書のとおりです。

## 第1 求 人

- 1 本所は、第4の5に示す範囲に限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込み下さい。直接出来ないときは、郵便、電話、ファックスは電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面、ファックス又は電子メールにより明示して下さい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面、ファックス又はメールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示して下さい。

## 第2 求 職

- 1 本所は、第4の5に示す範囲に限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求人申込みは、本人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込み下さい。

## 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。  
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しその紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。

## 第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合にも同様に報告して下さい。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。
- 5 本所の取り扱い職種の範囲等は「求職は標津町居住者及び標津町への移住・定住希望者とし、求人は起業者及び誘致企業（但し、標津町への移住希望者に対しては町内各企業）」です。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ね下さい。

平成19年1月15日

標津町長 金 澤 瑛